

議案第 1 号

令和 7 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 2 回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和 7 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 7 年度苫小牧市の一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 3 , 1 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 1 , 6 6 0 , 7 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金		19,445,211	156,204	19,601,415
	2 国庫補助金	3,582,591	156,204	3,738,795
17 道支出金		6,014,824	△ 5,000	6,009,824
	2 道補助金	1,069,261	△ 5,000	1,064,261
19 寄附金		1,547,510	2,200	1,549,710
	1 寄附金	1,547,510	2,200	1,549,710
20 繰入金		3,432,378	△ 5,325	3,427,053
	2 基金繰入金	3,368,464	△ 5,325	3,363,139
21 繰越金		100,000	50,120	150,120
	1 繰越金	100,000	50,120	150,120
23 市債		7,557,500	55,000	7,612,500
	1 市債	7,557,500	55,000	7,612,500
歳 入 合 計		91,407,510	253,199	91,660,709

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,733,923	209,080	8,943,003
	1 総務管理費	5,768,785	50	5,768,835
	2 企画費	2,443,796	146,300	2,590,096
	3 防災費	80,875	62,730	143,605
3 民生費		31,728,462	43,176	31,771,638
	1 社会福祉費	9,386,333	30,211	9,416,544
	2 高齢者福祉費	1,049,939	12,765	1,062,704
	3 児童福祉費	11,207,358	200	11,207,558
8 土木費		8,051,930	935	8,052,865
	5 市営住宅費	3,359,836	935	3,360,771
10 教育費		3,647,222	8	3,647,230
	4 社会教育費	538,596	8	538,604
歳 出 合 計		91,407,510	253,199	91,660,709

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
内 部 情 報 シ ス テ ム ク ラ ウ ド 事 業 費	令和8年度から 令和12年度まで	416,321

第3表 地方債補正

追 加

(単位:千円)

起 債 の 目 的	追 の 加 別	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害対策施設整備事業	追加	55,000	証書又は証券	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入先と協議する。 ただし、財政の都合 により繰上償還をな し、又は低利債に借 換えすることができる。
合 計	補 正 額	55,000			
	補 正 前 の 額	7,557,500			
	補 正 後 の 額	7,612,500			

1 歳入事項別明細書

国庫支出金

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
項		区 分				金 額		
目								
16 国庫支出金			19,445,211	156,204	19,601,415			
2 国庫補助金			3,582,591	156,204	3,738,795			
2 民生費国庫補助金			895,704	8,510	904,214	4 高齢者福祉費国庫補助金	8,510	介護施設等環境改善事業費8,510
9 再編関連訓練移転等交付金			107,900	6,730	114,630	1 再編関連訓練移転等交付金	6,730	勇払公民館屋上避難整備事業費6,730
10 アイヌ政策推進交付金			8,118	18,964	27,082	1 アイヌ政策推進交付金	18,964	アイヌ文化伝承事業費18,964
12 新しい地方経済・生活環境創生交付金			5,500	122,000	127,500	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	122,000	都市再生コンセプトプラン推進事業費100,000 就業支援事業費1,000 採用力・魅力創造支援事業費17,000 苫小牧イノベーション活性化事業費4,000

道支出金

(単位：千円)

款			補正前の額	補正額	計	節		説明
項		区分				金額		
目								
17 道支出金			6,014,824	△ 5,000	6,009,824			
2 道補助金			1,069,261	△ 5,000	1,064,261			
10 地域づくり総合 交付金			15,459	△ 5,000	10,459	1 地域づくり総合 交付金	△ 5,000	都市再生コンセプトプラン推進事業費 <

寄附金

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
項		区 分				金 額		
目								
19 寄附金			1,547,510	2,200	1,549,710			
1 寄附金			1,547,510	2,200	1,549,710			
2 総務費寄附金			197,500	1,000	198,500	2 災害対策費寄附金	1,000	勇払公民館屋上避難整備事業費指定寄附金1,000
4 民生費寄附金				1,200	1,200	1 児童福祉総務費寄附金	1,200	児童福祉総務費寄附金200 子どもど真ん中アクション事業費指定寄附金1,000

繰入金

(単位：千円)

繰入金			補正前の額	補正額	計	節		説明
項		区分				金額		
目								
20繰入金			3,432,378	△ 5,325	3,427,053			
2基金繰入金			3,368,464	△ 5,325	3,363,139			
15 総合戦略推進基金繰入金			439,695	△ 5,325	434,370	1 総合戦略推進基金繰入金	△ 5,325	総合戦略推進基金繰入金△ 5,325

繰越金

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 繰越金	100,000	50,120	150,120			
1 繰越金	100,000	50,120	150,120			
1 繰越金	100,000	50,120	150,120	1 前年度繰越金	50,120	前年度繰越金 50,120

市債

(単位：千円)

市債			（単位：千円）					
款			補正前の額	補正額	計	節		説明
項						区分	金額	
目								
23 市債			7,557,500	55,000	7,612,500			
1 市債			7,557,500	55,000	7,612,500			
1 総務債			3,328,100	55,000	3,383,100	8 災害対策施設整備事業債	55,000	災害対策施設整備事業債55,000

2 歳出事項別明細書

総務費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
2 総務費		8,733,923	209,080	8,943,003	101,730	55,000	11,558	40,792			
1 総務管理費		5,768,785	50	5,768,835			50				
11 国際交流費		30,058	50	30,108			50		24 積立金	50	●こども国際交流基金積立金 50
							前年度繰越金 50				
2 企画費		2,443,796	146,300	2,590,096	95,000		10,508	40,792			
1 企画調整費		1,226,209	146,300	1,372,509	95,000		10,508	40,792	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	151,300 △ 5,000	●都市再生コンセプトプラン推進事業費 146,300 12 委託料 151,300 18 負担金補助及び交付金 △ 5,000 ●平和の鐘制作事業費【財源更正】
					新しい地方経済・生活環境 創生交付金 100,000		総合戦略推進 基金繰入金 10,508				
					地域づくり総合 交付金 △ 5,000						
3 防災費		80,875	62,730	143,605	6,730	55,000	1,000				
2 災害対策費		57,288	62,730	120,018	6,730	55,000	1,000		14 工事請負費	62,730	●勇払公民館屋上避難整備事業費 62,730
					再編関連訓練 移転等交付金 6,730	災害対策施設 整備事業債 55,000	災害対策費寄 附金 1,000				

民生費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源		一般財源	区分	金額		
					国道支出金	地方債					その他
3 民生費		31,728,462	43,176	31,771,638	27,474		1,413	14,289			
1 社会福祉費		9,386,333	30,211	9,416,544	18,964		213	11,034			
1 社会福祉総務費		295,518	23,919	319,437	18,964		213	4,742	7 報償費	200	●アイヌ文化伝承事業費 23,706
					アイヌ政策推進交付金 18,964		前年度繰越金 213		8 旅費	54	7 報償費 200
									10 需用費	66	8 旅費 54
									12 委託料	22,286	10 消耗品費 66
									14 工事請負費	1,100	12 委託料 22,286
									24 積立金	213	14 工事請負費 1,100
											●福祉ふれあい基金積立金 213
4 社会福祉施設費		154,498	6,292	160,790				6,292	14 工事請負費	6,292	●社会福祉施設整備事業費 6,292
2 高齢者福祉費		1,049,939	12,765	1,062,704	8,510			4,255			
1 高齢者福祉総務費		981,820	12,765	994,585	8,510			4,255	18 負担金補助及び交付金	12,765	●介護施設等環境改善事業費 12,765
					高齢者福祉費国庫補助金 8,510						
3 児童福祉費		11,207,358	200	11,207,558			1,200	△ 1,000			
1 児童福祉総務費		4,208,860	200	4,209,060			1,200	△ 1,000	24 積立金	200	●こども・子育て応援基金積立金 200
							児童福祉総務費寄附金 1,200				●子どもど真ん中アクション事業費【財源更正】

労働費

(単位：千円)

労働費	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
	項				特定財源			一般財源	区分		金額
					目	国道支出金	地方債				
	5 労働費	298,021		298,021	18,000		△ 12,698	△ 5,302			
	1 労働諸費	298,021		298,021	18,000		△ 12,698	△ 5,302			
	1 労働諸費	277,314		277,314	18,000		△ 12,698	△ 5,302			●就業支援事業費【財源更正】 ●採用力・魅力創造支援事業費【財源更正】
					新しい地方経済・生活環境創生交付金 18,000		総合戦略推進基金繰入金 △ 12,698				

商工費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
7 商工費	3,293,090		3,293,090	4,000		△ 3,135	△ 865			
1 商工費	3,293,090		3,293,090	4,000		△ 3,135	△ 865			
1 商工振興費	2,121,347		2,121,347	4,000		△ 3,135	△ 865			● 苫小牧イノベーション活性化事業費【財源更正】
				新しい地方経済・生活環境創生交付金 4,000		総合戦略推進基金繰入金 △ 3,135				

土木費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
8 土木費	8,051,930	935	8,052,865				935			
5 市営住宅費	3,359,836	935	3,360,771				935			
2 住宅建設費	2,657,143	935	2,658,078				935	16 公有財産購入費	935	●除却事業費 935

教育費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
10 教育費	3,647,222	8	3,647,230			8				
4 社会教育費	538,596	8	538,604			8				
1 社会教育総務費	53,722	8	53,730			8		24 積立金	8	●市民文化芸術振興基金積立金
						前年度繰越金 8				

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

追 加

(単位：千円)

款	事 項	限 度 額	8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間 金 額		特 定 財 源		
					国 道 支 出 金	地 方 債	一 般 財 源 そ の 他
総 務 費	内 部 情 報 シ ス テ ム ク ラ ウ ド 事 業 費	416,321	8~12	416,321			416,321

地 方 債 に 関 す る 調 書

追 加

(単位：千円)

区 分		前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普 通 債				55,000		55,000
	(1) 総 務			55,000		55,000
合 計	補 正 額			55,000		55,000
	補 正 前 の 額	86,819,753	88,231,990	7,557,500	7,776,117	88,013,373
	補 正 後 の 額	86,819,753	88,231,990	7,612,500	7,776,117	88,068,373

議案第 2 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 苫小牧市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 1 条の 8 第 1 項中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 1 条の 9 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 1 条の 9 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第 3 1 条の 9 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 1 条の 9 の 3 第 1 項中「有する者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定

親族」を加える。

第2条 苫小牧市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の2を附則第16条の2の2とし、附則第16条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2 令和8年4月1日以後に第83条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第83条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第84条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第83条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2

グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８４条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８４条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例中第１条の規定は令和８年１月１日から、第２条の規定は同年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の苫小牧市税条例（以下「新条例」という。）第

31条及び第31条の8第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第31条の8第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条の9の2第1項第3号及び第31条の9の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第31条の9の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第31条の8第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第31条の9の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の苫小牧市税条例（以下「旧条例」という。）第31条の8第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第31条の9の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第31条の9の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第31条の9の3第1項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第31条の9の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、苫小牧市税条例第83条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

(1) 苫小牧市税条例第85条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

理 由

地方税法等の改正に伴い、個人住民税の所得控除に特定親族特別控除を創設する等のため、関係規定を整備する。

議案第 3 号

新たに生じた土地の確認について

本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認することについて、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

1 新たに生じた土地

苫小牧市晴海町 4 番、9 番から 1 1 番まで、4 6 番及び 1 0 6 番に介在する公有水面埋立地

2 面 積

8 4, 5 6 6 . 0 9 平方メートル

議案第4号

契 約 の 締 結 に つ い て

下記のとおり契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び苫小牧市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

- 1 契 約 名 令和7年度日新団地市営住宅3号棟（3F30戸）新築主
体工事
- 2 契 約 金 額 865,150,000円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 相 手 方 苫小牧市木場町2丁目9番6号
岩倉・盛興・秋村特定建設工事共同企業体
代表者 岩倉建設株式会社苫小牧本店
常務取締役本店長 大 田 利 宏
構成員 盛興建設株式会社
代表取締役社長 原 広 吉
株式会社秋村組
代表取締役 宇 多 重 雄

議案第5号

契 約 の 締 結 に つ い て

下記のとおり契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び苫小牧市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

- 1 契 約 名 令和7年度日新団地市営住宅3号棟（3F30戸）新築衛生設備工事
- 2 契 約 金 額 171,600,000円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 相 手 方 苫小牧市字糸井143番地7
榆・朝陽・三共共同企業体
代表者 榆建設株式会社
代表取締役 水 嶋 清 孝
構成員 朝陽工業株式会社
代表取締役 鈴 木 秀 作
株式会社三共水道設備
代表取締役 野 表 和 雄